

2017年版 加藤光大の社労士合格レッスン 過去問題集1

【法改正・正誤のお知らせ】

(3828)

平成29年6月21日

株住宅新報社 出版・企画グループ

TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

| 労働基準法 | | |
|--|---|-------------------------------|
| ページ・位置 | 改正前 | 改正後 |
| P52 労基平成25年 問3D肢 問題上4行目 | 確認し記録すること | 確認し 適正 に記録すること |
| P52 労基平成25年 問3D肢 問題上5行目 | ICカード等の | ICカード、 パソコンの使用時間の記録 等の |
| | 確認し記録すること | 確認し 適正 に記録すること |
| P55 労基平成25年 問3D肢 解説上2行目 | 関する 基準 」 | 関する ガイドライン 」 |
| P55 労基平成25年 問3D肢 ㊸上3行目 | 確認し、記録すること | 確認し、 適正 に記録すること |
| P55 労基平成25年 問3D肢 ㊸上4行目 | ICカード等の | ICカード、 パソコンの使用時間の記録 等の |
| P55 労基平成25年 問3D肢 ㊸上4～5行目 | 確認し、記録すること | 確認し、 適正 に記録すること |
| P55 労基平成25年 問3D肢 参考 上3～13行目 (●の部分)を右に差し替え | <ul style="list-style-type: none"> ●自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと ●実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと ●自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること ●自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと ●自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定(いわゆる36協定)により延長することができる時間数を遵守することは当然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること | |

| | | |
|--|--|--|
| P55 労基平成 25 年 問 3D 肢 参照条文 | 平 13. 4. 6 基発 339 号 | 平 29. 1. 20 基発 0120 第 3 号 |
| P55 労基平成 25 年 問 3D 肢 参照ページの下 に右を追加 | [一部改題] | |
| 労務管理その他の労働に関する一般常識 | | |
| P172 労一 平成 20 年 問 3B 肢 参考 上 1~2 行目 | 平成 27 年調査においては、大企業が 56. 9、 中企業が 65. 0、小企業が 71. 7 と | 平成 28 年調査においては、大企業が 59. 4 、 中企業が 67. 6 、小企業が 70. 7 と |
| P207 労一 平成 22 年 問 1A 肢 解説上 1 行目 | 平成 23 年就労条件総合調査 | 平成 28 年就労条件総合調査 |
| P207 労一 平成 22 年 問 1A 肢 解説上 2 行目 | 44, 770 円 | 47, 693 円 |
| P207 労一 平成 22 年 問 1A 肢 解説中の表を右 に差し替え | 金額 割合 | |
| | 厚生年金保険料 | 25, 914 円 54. 3% |
| | 健康保険料・介護保険料 | 16, 881 円 35. 4% |
| | 労働保険料 | 4, 244 円 8. 9% |
| P211 労一 平成 27 年 問 4E 肢 参考 上 1 行目 | 平成 27 年就労条件総合調査 | 平成 28 年就労条件総合調査 |
| P211 労一 平成 27 年 問 4E 肢 参考 上 3 行目 | 25. 7% | 27. 4% |
| P213 労一 平成 28 年 問 4A 肢 参考 上 1 行目 | 「何らかの週休 2 日制」を | 平成 28 年就労条件総合調査では、「何らかの週休 2 日制」を |
| P213 労一 平成 28 年 問 4A 肢 参考 上 1 行目 | 85. 2% | 88. 6% |
| P213 労一 平成 28 年 問 4A 肢 参考 上 2 行目 | 50. 7% | 49. 0% |
| P213 労一 平成 28 年 問 4A 肢 参考 上 4 行目 | 69. 3% | 69. 1% |
| P213 労一 平成 28 年 問 4A 肢 参考 上 4 行目 | 59. 5% | 60. 0% |
| P213 労一 平成 28 年 問 4A 肢 参考 上 4 行目 | 54. 1% | 49. 6% |
| P213 労一 平成 28 年 問 4A 肢 参考 上 5 行目 | 48. 3% | 47. 2% |
| P213 労一 平成 28 年 問 4B 肢 ㊦の下に右を追加 | 参考 平成 28 年就労条件総合調査では、みなし労働時間制の適用を受ける労働者割合は 8.1%となっています。 | |
| P213 労一 平成 28 年 問 4C 肢 解説の下に右を追加 | なお、平成 28 年就労条件総合調査においても、4.6%となっていて、3割を超えていません。 | |
| P213 労一 平成 28 年 問 4D 肢 解説の下に右を追加 | なお、平成 28 年就労条件総合調査においても、女性は 54.1%となっていて、50%を超えています。 | |
| P213 労一 平成 28 年 問 4E 肢 解説の下に右を追加 | なお、平成 28 年就労条件総合調査では、16.8%となっています。 | |

| | | |
|--|---|--|
| P215 労一 平成 23 年 問 2A 肢 表中「平成 27 年」 の欄の下に右を追加 | 平成 28 年 17.3% | |
| P215 労一 平成 23 年 問 2A 肢 参考 上 1 行目 | 平成 27 年調査 | 平成 28 年調査 |
| P215 労一 平成 23 年 問 2A 肢 参考 上 2 行目 | 7.0% | 7.5% |
| P215 労一 平成 23 年 問 2B 肢 解説上 1 行目 | 平成 27 年 | 平成 28 年 |
| P215 労一 平成 23 年 問 2B 肢 解説上 2 行目 | 45.7% | 44.3% |
| P221 労一 平成 12 年 問 4D 肢 ㊦上 1 行目 | 平成 27 年就労条件総合調査 | 平成 28 年就労条件総合調査 |
| P221 労一 平成 12 年 問 4D 肢 ㊦上 3 行目 | 92.9% | 94.1% |
| P221 労一 平成 12 年 問 4D 肢 ㊦上 4 行目 | 11.0% | 10.7% |
| P221 労一 平成 12 年 問 4D 肢 ㊦上 5 行目 | 71.9% | 70.5% |
| P221 労一 平成 12 年 問 4D 肢 ㊦上 5 行目 | 10.0% | 12.9% |
| P221 労一 平成 12 年 問 4E 肢 ㊦上 1 行目 | 平成 27 年就労条件総合調査 | 平成 28 年就労条件総合調査 |
| P221 労一 平成 12 年 問 4E 肢 ㊦上 2 行目 | 52.8% | 60.5% |
| P221 労一 平成 12 年 問 4E 肢 ㊦上 3 行目 | 30.6% | 34.7% |
| P221 労一 平成 12 年 問 4E 肢 ㊦上 4 行目 | 20.3% | 23.9% |
| P221 労一 平成 12 年 問 4E 肢 ㊦上 4 行目 | 4.3% | 4.6% |
| P233 労一 平成 25 年 選択式問 4 二つ目の㊦上 1 行目 | 平成 27 年障害者雇用状況 平成 27 年 6 月 1 日時点で | 平成 28 年障害者雇用状況 平成 28 年 6 月 1 日時点で |
| P233 労一 平成 25 年 選択式問 4 二つ目の㊦上 2 行目 | 47.2% | 48.8% |
| P238 労一 平成 28 年 選択式問 4 解説の最下部に右を追加 | <p>なお、平成 28 年就労条件総合調査では、次のようになっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「労働費用総額」に占める「現金給与額」の割合は 80.9%、「現金給与以外の労働費用」の割合は 19.1%。 ● 「現金給与以外の労働費用」に占める割合は、「法定福利費」59.9%、「退職給付等の費用」23.7%、「法定外福利費」8.2%など。 ● 「法定福利費」に占める各費用の割合は、「厚生年金保険料」54.3%、「健康保険料・4 介護保険料」35.4%、「労働保険料」8.9%など。 | |
| P239 労一 平成 28 年 選択式問 4 上の 参考 表中「平成 27 年」 の欄の下に右を追加 | 平成 28 年 17.3% | |